

事業実施にあたり配慮すべき事項

明確にエリアを設定することが難しい環境配慮事項については、ゾーニングマップとは別途、事業実施にあたり配慮すべき事項として下記のとおり整理した。

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（施行規則第5条の4）：促進区域の設定に関する山形県基準に基づいた環境配慮事項及び、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第5号イに規定する地域の環境の保全のための取組に基づく環境配慮事項

1 追加的な環境調査に基づく配慮事項

(1) 鳥類調査に基づく配慮事項

分類	事業実施にあたり配慮すべき事項
陸上風力発電・太陽光発電（共通事項）	・最新情報や地元情報等から予め注意が必要な種を入手し、事業による影響について検討し、必要に応じて対策を講ずること。 ・調整及び保全エリアを対象とする場合、エリア設定の意図を理解し、地域特性に応じた現地調査を検討するとともに、適切な調査方法・頻度・規模等を選択すること。
陸上風力発電	・現地調査において、イヌワシ等が確認され、また、地元有識者の情報によれば、米沢市東部から南部にかけての地域がイヌワシの行動圏に該当するとの報告がある。これらの状況を踏まえ、以下の事項に十分留意すること。 ・イヌワシの行動圏やその周辺で事業を実施する場合には、各種マニュアルや最新事例を活用した調査を事前に実施し、イヌワシの生息及び生息環境への影響を検討し、可能な限り影響を回避・低減するよう努めること。 ・現地調査の実施にあたっては、調査計画及び調査結果について地元有識者に妥当性を確認すること。 ・影響を検討する際、各団体が行う調査情報を取得するなど最新の情報を考慮すること。 ・イヌワシ等の希少猛禽類の保全はもとより、米沢市の良好な自然環境の保全に資するため、調査及び検討結果については、可能な限り米沢市にも提供すること。

(2) 景観調査に基づく配慮事項

分類	事業実施にあたり配慮すべき事項
陸上風力発電・太陽光発電（共通事項）	・地域の良好な景観資源への近接を避け、自然的な景観の特徴に十分に配慮すること。 ・市民の身近な景観（囲繞景観）への影響については、ステークホルダー（住民）が適切に評価可能となる手法により、合意形成が得られるよう努めること。

分類	事業実施にあたり配慮すべき事項
	・常に最新事例、最新ガイドラインを参考にして、眺望景観への影響を回避・低減する工夫をする。 ・事業計画地が自然公園内の眺望点や長距離自然歩道の眺望と近接する場合、現地調査等を実施して当該配慮事項について最大限の保全方向の配慮を図ること。
陸上風力発電	・法則性を持たせ、視覚的なまとまりのある配置とし、地域で施設を極力点在させない。 ・展望地から見たときにスカイラインを切断させない。展望地からの眺望対象への影響を極力回避・低減すること。 ・米沢市内の展望地（特に東方を眺望方向する御成山公園、愛宕神社など）から主要な焦点方向をずらして配置し、影響を回避・低減する工夫をすること。 ・近景、中景域の視点場が少ないことから、近傍に視点場となりうる場所が存在する場合は、重点地点として取り扱い、当該地点の眺望景観に特に配慮し計画を進めること。 ・施設配置計画において環境省「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」等を参考にして、眺望景観への影響を回避する工夫をすること。
太陽光発電（土地系）	・周辺景観との調和に配慮して、アレイ（架台）の高さを抑え、配置すること。 ・事業区域が眺望の良い場所に隣接する場合や観光道路等に面している場合等においては、敷地境界から距離をとって配置することや、植栽等を施すことを検討すること。 ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮すること。 ・施設配置計画において環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等を参考にして、眺望景観への影響を回避する工夫をすること。

2 その他の配慮事項

分類	事業実施にあたり配慮すべき事項
陸上風力発電・太陽光発電（共通事項）	・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく再エネ促進区域の設定に関する県基準を遵守し、各考慮対象事項について適切な措置を講じること。 ・希少植物及び希少昆虫の生息域については、米沢市より助言を受けた上で適切に調査を行い、土地改変に伴う生息環境への影響等に十分に配慮すること。

分類	事業実施にあたり配慮すべき事項
陸上風力発電	米沢市の西部に位置する栗子山周辺の地域については、2024 年 9 月に事業取り止めとなった陸上風力発電事業計画区域となっている。一部市民からの反対を受けて、米沢市長は事業者による市民への説明が足りていないこと、また、環境問題を懸念する住民の不安を払拭することが難しいという理由により、2024 年 8 月に事業撤回要請を求めた。さらには、準備書に対する知事意見として、風車建設予定の近辺がイヌワシの営巣地となっている可能性が高いとして、生息環境保全の必要性から事業中止を含めた計画の抜本的な見直しが求められた。また、同年 9 月に経済産業省より、準備書に対して環境保全についての適正な配慮を確保するために必要な勧告が出されている。これらを受けて、2024 年 9 月に当該事業は取り止めとなった。取り止めに至った経緯や様々な意見を精査した上で、環境影響調査を適切に実施すること。